

○尾花沢市・大石田町広域連携推進協議会食器洗い乾燥機購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 尾花沢市、大石田町及び山形県村山総合支庁が両市町が有する地域の資源を活用しながら、地域課題の解決に共同して取り組むことにより、この地域のより豊かで住みやすい地域づくりに資することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、両市町のどちらかに住所を有し、食器洗い乾燥機の購入を行った者とし世帯全員が市・町税等に滞納がない者とする。但し、個人間での売買を除く。

(対象期間)

第3条 対象となる期間は、令和7年4月1日～令和8年3月15日までの間に購入したものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、食器洗い乾燥機購入に要する経費とし、1世帯につき1台20,000円を上限とする。但し、購入に要する経費が20,000円未満の場合はその金額を上限とする。

2 補助金の額は千円単位とし、千円未満は切捨てとする。

(補助金の交付申請)

第5条 食器洗い乾燥機購入補助金の交付を受けようとするものは、購入後すみやかに協議会へ提出しなければならない。

(1) 尾花沢市・大石田町広域連携推進協議会食器洗い乾燥機購入補助金交付申請書

(2) 添付書類

ア) 食器洗い乾燥機の写真

イ) 購入代金領収書(写)

ウ) 同意書

(補助金の交付決定)

第6条 協議会は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認

めたときは、すみやかに尾花沢市・大石田町広域連携推進協議会食器洗い乾燥機購入補助金額の確定通知書を申請者に交付するものとする。

(補助金の請求)

第7条 協議会は、前条の規定による補助金の額の確定後、食器洗い乾燥機購入補助金請求書に基づき補助金を交付する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和7年4月1日より適用する。